

# 二級河川音羽川水系河川整備基本方針

平成 1 6 年 4 月 1 3 日

愛 知 県

## 目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	1
(1) 流域及び河川の概要 .....	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	2
2. 河川整備の基本となるべき事項 .....	4
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への 配分に関する事項 .....	4
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 .....	5
(3) 主要な地点における計画高水位及び 計画横断形に係る川幅に関する事項 .....	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を 維持するため必要な流量に関する事項 .....	6

(参考図) 音羽川水系図

巻末

# 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

## (1) 流域及び河川の概要

音羽川は、その源を愛知県宝飯郡音羽町の五井山に発し、谷水を合わせながら東流した後、左支川山陰川を音羽町赤坂地内にて合わせ、流向を南に転じ、御津町下佐脇地内にて、左支川白川（白川は右支川西古瀬川を有する）と合流した後、渥美湾に注ぐ法河川延長約 11.7km、流域面積約 60.5km<sup>2</sup> の二級河川である。

その流域は、宝飯地方の中心となる豊川市、音羽町、御津町の 1 市 2 町からなり、当地方における社会、経済の基盤をなすとともに、豊かな水と自然に恵まれ、古くから人々の生活と文化を育んできた。

音羽川流域は、流域の約 5 割が小起伏山地であり、主に領家変成岩類で形成される。その谷間に扇状地性低地が形成され、白川、西古瀬川が流下する東側は砂礫で形成される、きわめて平坦な台地面であり、河口部は高含水比の泥質堆積物からなる三角州性低地である。また山地から海岸までの距離が短く、河床勾配が 1/100 から 1/500 程度と比較的急である。

平成 5 年から 14 年までの平均気温は約 16℃、平均降水量は約 1,550mm である。

流域の植生は、山間部ではクロマツ植林やスギ・ヒノキ・サワラ植林といった人工林と、二次林であるモチツツジ - アカマツ群集が混在しており、自然植生は寺社林などに点在する程度である。

音羽川は、山地および山間平地である上流域において、点在する民家と河畔林の間を流下している。河道は掘込河道で、一部は災害復旧等で改修されている。良好な水質を好むスナヤツメ、アカザやドンコが、鳥類ではカワセミが確認されている。

豊川市の市街地となっている中流域においては、堤防前面に桜が植えられ、桜並木を形成している場所もある。また御油夏祭りでは、音羽川の河原から花火が打ち上げられるなど、流域住民に親しまれている。河道は、古くは江戸時代から災害復旧工事がなされているが、河畔林が形成された山付部も一部で見られる。良好な水質を好むドンコが確認されている。

なお沿川には、江戸時代に東西交通の幹線であった東海道が通り、宿場町が置かれていた。国の天然記念物である「御油の松並木」が往時をしのばせている。

低平な地形の下流域は、宅地や水田として利用されている。河道は築堤河道で、河口から東海道本線下流の玉袋橋まで、自然石などを利用した工法によって改修されている。環境基準点剣橋における水質は、昭和 50 年代に悪化の傾向を示したが、近年は改善傾向にあり、平成 11 年を除いて水質環境基準を満たしている。河口部では高潮対策として、コンクリート

張りの高潮堤防が整備され、その付近では住民が釣りを楽しんでいる光景も見られる。

白川は、田園地帯となっている上流域は掘込河道、豊川市の市街化区域となっている中下流域においては築堤河道となっている。

西古瀬川の中上流域は、三河国分寺や三河国分尼寺が建立されるなど、その歴史は古い。現在、豊川西部地区土地区画整理事業を実施しており、その事業に伴い西古瀬川も改修中である。田園地帯となっている下流域は築堤河道となっている。

山陰川は勾配が急な山間部を流下しているため、多くの落差工が設置されている。河道は掘込河道で、一部は災害復旧等で改修されている。

音羽川水系における治水事業としては、昭和初期に白川のつけ替え工事が行われている。また音羽川の河口部においては、昭和 28 年の台風 13 号、昭和 34 年の伊勢湾台風による災害復旧工事が行われた。しかし水系全体として、改修工事が計画されたのは近年からで、昭和 46 年の集中豪雨、昭和 49 年の台風 8 号による災害を契機として、昭和 61 年に音羽川水系工事実施基本計画が策定された。その計画では、御津町下佐脇の永久橋において、概ね 50 年に 1 回程度発生する規模の降雨にて発生する流量を定めており、それ以後、土地区画整理事業等と連携し、御津町御馬・下佐脇地先の築堤、掘削等の工事を実施してきた。

河川水は、そのほとんどが農業用水として利用されている。音羽川の中下流域では、昭和 43 年の豊川用水の通水後、豊川用水と河川水の併用が図られている。

## (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

音羽川水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川工事の現状、水害発生状況、河川利用の現況、流域の文化及び河川環境の保全等を考慮し、水源から河口まで治水、利水、環境面でバランスのとれた整備を図ることとする。

そのため、市町の街づくり事業、利水者等の関係機関と調整を図り、地域住民の理解を得て、より良い川づくりを図るよう努める。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、主に 1 市 2 町の市街地、並びにその沿川地域を、概ね 50 年に 1 回程度発生する規模の降雨にて発生する流量に対応するため、河川改修等を実施し、洪水の安全な流下を図る。

なお本川上流及び支川については、上下流バランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行う。

河川水の利用に関しては、合理的な利用を図るため、関係機関と連携し、利用状況の把握に努める。このため、河川における流量観測を実施し、流況等の把握に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、河川及び流域の自然環境を十分に把握し、水辺に生息する様々な動植物の生息・生育空間の保全・創出を図る。さらに、自然環境とのふれあいや環境学習の場を提供するなど、水辺空間の創出を行う。

整備にあたっては、地域住民に積極的に河川の情報を提供するとともに、関係機関や地域住民の理解や協力を得て、音羽川が持つ歴史・文化を踏まえた、人々が川とふれあい親しめる川づくりを図るよう努める。

音羽川水系の水質は、下水道や浄化槽等の整備による生活排水対策、工場・事業場に対する水質規制等の産業排水対策など、汚濁負荷の削減対策によって、近年改善が図られてきた。今後も支川を含め、流水の清潔の保持に向けて、下水道部局、水質保全部局等関係機関と連携し、流域全体で取り組むものとする。また水際の植生等については、自然浄化作用にも期待して、適切に管理していく。

河川の維持管理に関しては、音羽川水系の特性、整備の段階を考慮し、洪水等による災害の防止・軽減、河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全とがなされるように、占用者、関係機関及び地域住民等と連携しながら実施していく。

特に河道及び堤防の維持については、生態系への影響を十分考慮して実施していく。

## 2. 河川整備の基本となるべき事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

概ね 50 年に 1 度程度発生する規模の降雨にて発生する流量を、河口から 0.4km の基準地点<sup>えいきゅうばし</sup>永久橋において  $900\text{m}^3/\text{sec}$  とし、これを河道により安全に流下させる。

表 1：基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 ( $\text{m}^3/\text{sec}$ )	洪水調節施設による調 節流量 ( $\text{m}^3/\text{sec}$ )	河道への 配分流量 ( $\text{m}^3/\text{sec}$ )
音羽川	永久橋	900	-	900

## (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

音羽川における計画高水流量は、山陰川、西古瀬川、白川からの流入量を合わせ、永久橋地点において  $900\text{m}^3/\text{sec}$  とする。

白川については東海道本線地点において  $340\text{m}^3/\text{sec}$  とする。

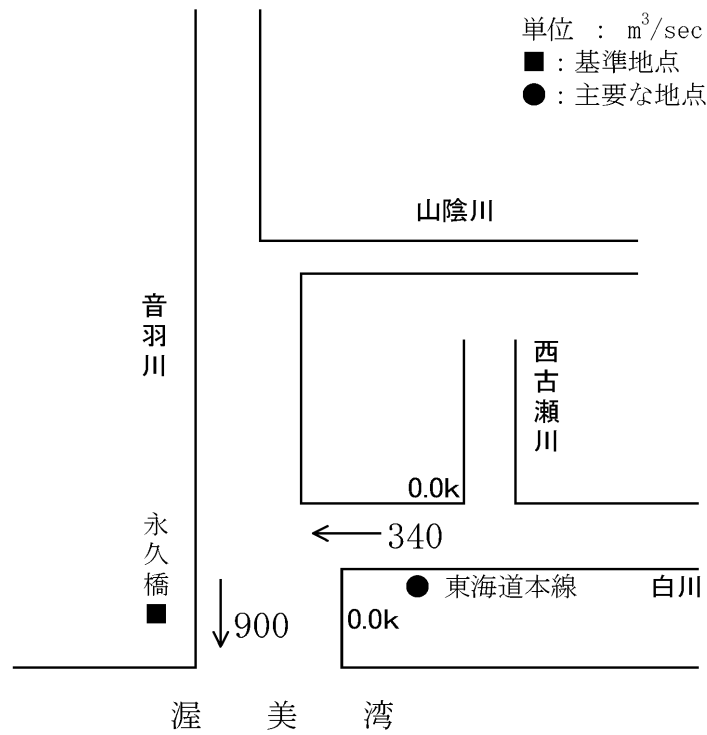


図 1 : 計画高水流量配分図

### (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

音羽川水系の主要な地点における、計画高水位及び概ねの川幅は次のとおりとする。

表 2：計画高水位及び川幅等一覧表

河川名	地点名	河口または合流点からの距離 ( km )	計画高水位 ( T.P.m )	川幅 ( m )	摘要
音羽川	永久橋	0.4	1.37 (3.04) <sup>1</sup>	89	4.00 <sup>2</sup> ( T.P.m )
白 川	東海道本線	1.2 <sup>3</sup>	4.02	33	

<sup>1</sup> 計画高潮位      <sup>2</sup> 計画高潮堤防高      <sup>3</sup> 音羽川合流点からの距離

(注 1) T.P.は東京湾中等潮位

(注 2) 計画高水位、計画高潮位及び計画高潮堤防高は「昭和 44 年度平均成果」に基づく標高

### (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

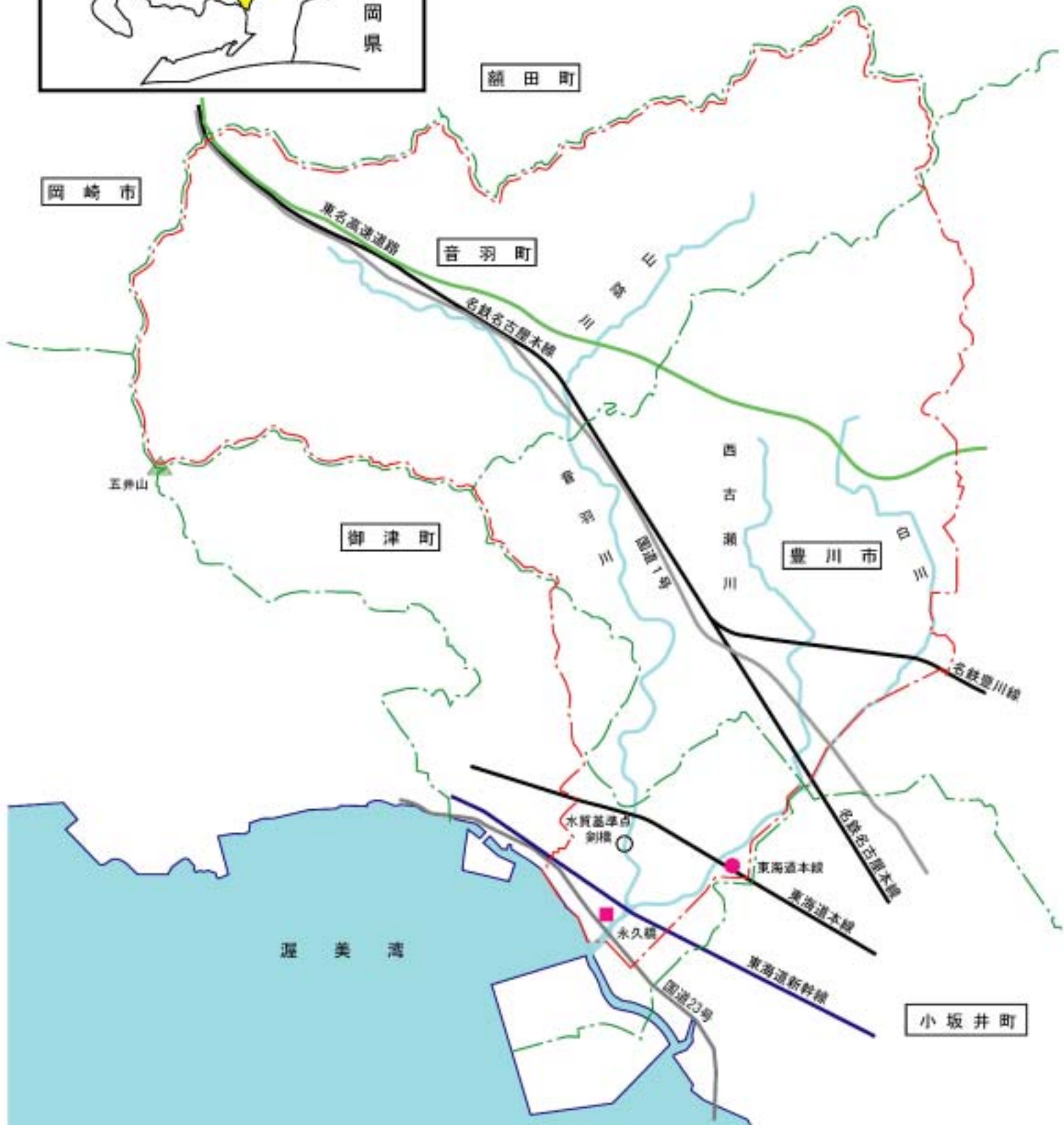
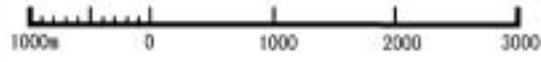
音羽川水系における既得水利は、農業用水として約 2.3 m<sup>3</sup>/sec、雑用水として約 0.1 m<sup>3</sup>/sec、合計約 2.4 m<sup>3</sup>/sec の許可水利と、この他にかんがい面積約 160 ha の慣行水利がある。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関しては、今後も流況等の河川の状況把握を行い、調査検討を行うとともに、適正な水利用がなされるように努めるものとする。





凡 例	
基準地点	■
主要な地点	●
流域界	---
市町村界	- - -



(参考図)音羽川水系図